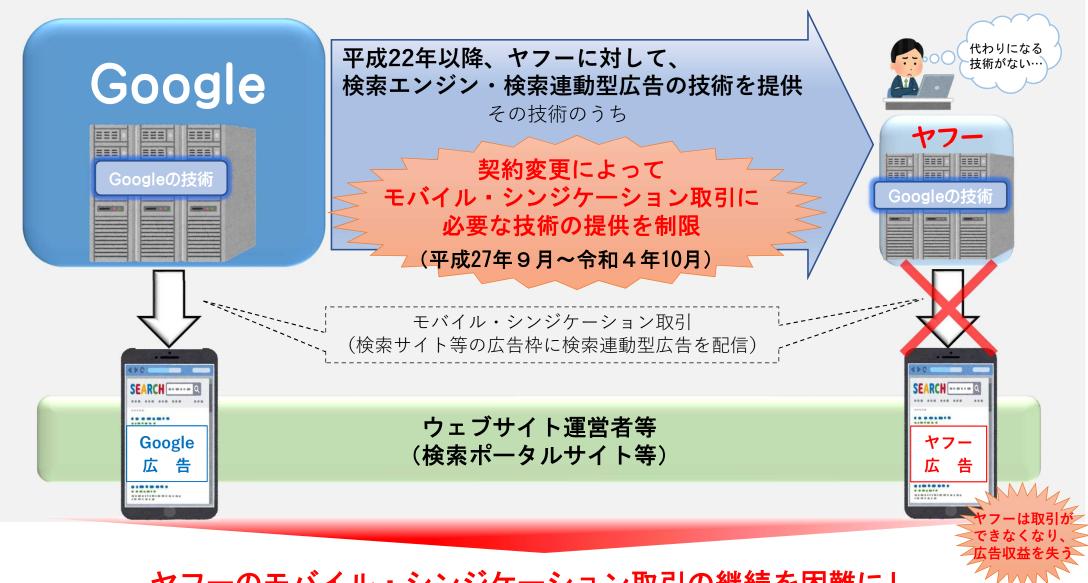
Google LLCから申請のあった確約計画の認定について(違反被疑行為の概要)



ヤフーのモバイル・シンジケーション取引の継続を困難にし、 独占禁止法上問題となるおそれ

<独占禁止法第3条(私的独占)又は同法第19条(不公正な取引方法第2項(その他の取引拒絶)又は第14項(競争者に対する取引妨害))>

(参考) モバイル・シンジケーション取引とは

モバイル・シンジケーション取引

ウェブサイト 運営者等

ウェブサイトやアプリの<u>広</u> <u>告枠を提供</u>。広告のタップ に応じて<u>広告料の分配を受</u> <u>ける</u>。



広告枠

②検索クエリに関連 する「空気清浄機」 の広告を配信

⑤広告料の一部 を分配 検索連動型広告配信業者 (Google、ヤフー)

ウェブサイト運営者等の<u>広告枠に</u> 検索ワードに関連した広告を配信。 広告主から得られた広告料を分配。

広告の出稿受付や配信は、プラットフォームで管理。



「空気清浄機」 の広告

ブラ

ブランドの認知、商品の販売促進といった<u>広告目的で広告を出稿</u>。 広告がタップされたら広告料を支払う。

広告主

④広告料の発生



①ユーザーが 「空気清浄機」 と検索





③ユーザーが広告をタップ



Google LLCから申請のあった確約計画の認定について(確約計画(排除確保措置計画)の概要)

- 違反被疑行為を取りやめていること及び(3)を意思決定機関(Google LLCのマネージング・メンバー)において決議
- (2) (1)について、ヤフーへ通知し、関連従業員へ周知徹底する。
- 公正取引委員会が事前に承認した場合を除き、ヤフーに対し、モバイル・シンジケーション取引に必 (3) 要な技術(検索エンジン及び検索連動型広告に係る技術)の提供を制限しないこととし、この措置を 今後3年間実施する。
- (4) モバイル・シンジケーション取引について、ヤフーとの間で、引き続き、独自性を確保する手段及び 情報分離を確保する手段を講じることとし、この措置を今後3年間実施する。
- (5) コンプライアンス体制の整備(独占禁止法の遵守について、行動指針の作成・周知や研修・外部専門家の監督に基づく監査を実施する。)
- (6) 上記(1)~(5)の措置の履行状況を、定期的に公正取引委員会に報告する。